



近づく22確定申告

△上△

税理士
井上 磯幸さん



昨年12月に閣議決定された2022年度「税制改正大綱(案)」では、大幅な改正はないものの、住宅ローン控除の控除率を引き下げるなどの方針が示されました。大綱は今後の税制に大きく影響するもので、注視していく必要があります。

新型コロナ感染症の影響もあり、給付金などに関心が集まりますが、税制は恒久的に、国民の生活に影響を及ぼします。

確定申告を通して、日本を支える個人が、税務署は受け付けてくれます。逆に税務署が困るの家庭分として申告書を

今年も確定申告の季節が近づいてきました。期間は2月16日(水)から3月15日(火)までです。申告をすることで、納めすぎた税金が戻り、かえどがあります。税理士の井上磯幸さん、ポイントを解説してもらいました。

(3回連載)

主な変更点と注意点

社会の将来を考えていただければ幸いです。

それでも、今年の主な変更点に注意点を確認しましょう。

税制改正は、改正年度と適用年度が必ずしも一致しません。後述する所徴税の「基礎控除」が、昨年申告した20年分から48万円に引き上げられました。しかし、これは18年度の改正事項でした。

税制改正の論議が、今年3月に向けて活発になりましたが、増税が数年後に予定されるという

ことによって、問題点が見過ごされないようになります。

これまで義務つけられてきた押印制度が、なくなりました。

印鑑を忘れて税務署に

出直す必要はなくなつま

したが、パソコン等で印

刷された書類では、誰が

作成したかの判断はでき

ません。申告納税制度の理念のもと、改めて手書き

を引いて下げるなどの方向性が示されました。大綱は今後の税制に大きく影響するもので、注視していく必要があります。

①押印の廃止
注意点はここ



確定申告に必要な「手書き」などの書類

マイナンバー記載なしOK

申告にはマイナンバーが必要だ、という誤解があるようです。しかし、申告書を見るとマイナンバーの記載項目がありますが、これに個人番号が記載されていても、税務署は受け付けてくれます。

逆に税務署が困るの家庭分として申告書をよくあるケースで、本人確認義務があるためです。

マイナンバー制度は行政の効率化がその目的の一つですが、実際は、本人確認作業といふ非効率的業務が増えているのです。

②基礎控除の 10万円増額

昨年度からの改正事項

きや押印を通じて、ご自身申告するの必要かも

されないようになけれ

ばなりません。

これまで義務つけられ

てきた押印制度が、なく

なりました。

印鑑を忘れて税務署に

出直す必要はなくなつま

したが、パソコン等で印

刷された書類では、誰が

作成したかの判断はでき

ません。申告納税制度の

理念のもと、改めて手書き

を引いて下げるなどの方向

性が示されました。大綱は今後の税制に大きく影響するもので、注視していく必要があります。

お勧めします。

実は、所得税の確定申告は、基本的に所得税額が発生する人に申告の義務があります。昨年度に申告していない人は、一昨年の申告書の控えをもとにする之間違える可能性があるんで、注意してください。

過去の申告資料は、税理士も大いに参考にしていますが、もよりの税務署で「確定申告の手書き」を取得したり、国税庁のホームページを参考にしたりして、事前に資料を集めおくことをお勧めします。



土曜ワイド

国税庁ホームページの「確定申告特集」。ここでもマイナンバーの利用を勧めていますが、申告書に記載がなくても受け付けます

(3) 生命保険料
控除

料控除に変わりました。でも以前の名称の、旧長期損害保険が適用されるケースが一部残っています。これも保険会社から送られる控除証明書で確認してください。

⑥ 勤労学生控除
大学生でアルバイト収入がある場合の軽減措置といえます。しかし、対象は合計所得金額が75万円以下で、アルバイトの収入金額が130万円以下の場合にしか適用されません。

⑨基礎控除
昨年度、控除額が38万円から48万円に変更になりました。毎年申告している人は気がつきますが、久しぶりに申告する場合、過去の資料を基に記載すると誤って38万円と書いてしまいます。どうあります。金額にご注意ください。

それでは、確定申告のポイントについて説明します。
まず、「所得控除」についてです。
実際の確定申告書を参考にすると、申告書の作成に役立ちます。
「所得から差し引かれる金額」とあるのが、いわゆる所得控除の項目です。
私自身が所得税の相談を受けて税額を計算する場合、質問もがないように申告書の項目に基づいて聞き取りを行います。税務署で配布されます。

【確定申告の手続き】も
この順番で解説されて
ますし、中告書の清書
も直結します。
所得控除には主に次
のようなものがあります
①社会保険料
控除
健康保険料、国民年
や厚生年金の保険料な
が対象です。生計を一
する親族の社会保険料

負担した場合も控除できます。
アルバイトやパート員の入が多く、配偶者控除や扶養控除の対象外であっても、社会保険料を負担した人自身が控除できるという点がポイントです。

類（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）による計算式が異なるため、確定申告の手引き等を参考にするのがお勧めです。

化してしまいます。税率のあり方として簡素であるへきなのですが、納税者と配偶者それぞれに所得基準が設けられ、対象者が細分化されています。

所得控除とは

iDeCo（イデコ）の制度が中心でしたが、

④ 地震保険料

一部の地方で先行導入され、國を

同居老親であるか、国外居住現状があるかないか

納め過ぎ税金戻る

東京都内の書店に並ぶ確定申告の解説書

と、親の扶養控除の対象にはなれません。



(7) 離者無別